猟銃等講習会(初心者講習) 開催のお知らせ

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催します。

記

1 初心者講習会の開催日時・場所

	開	催	日	時			開	催	場	所
(1)	令和6年 午前9時) 4 時30分ま [~]	で	秋日		中島町17		第1研修室
(2)	令和6年 午前9時) 4 時30分ま [~]	で	大仙		寺字下川 <u></u> 5神岡農村	環境改善	•
(3)	令和6年 午前9時) 4 時30分ま [~]	で	秋日		中島町17		第1研修室
(4)	令和6年 午前9時) 4時30分ま [~]	で	秋日		中島町17		第1研修室
(5)	令和7年 午前9時) 4時30分ま [~]	で	北和		木町2番 市交流セン		第1研修室

2 受講対象者

初めて猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする方

- 3 受講定員 30人
- 4 受講申込み
- (1) 受付場所

受講申込者の住所地を管轄する県内の各警察署

(2) 受付期間

令和6年4月15日(月)から上記各開催日10日前までの平日午前9時から午後4時まで

(3) 必要書類(初心者講習会及び経験者講習会)

ア 受講申込書 1通

受付場所で交付しますが、秋田県警察ホームページ(メニュー→申請・手続→銃砲・ 火薬類関係(申請・手続)→銃砲等・火薬類関係申請・届出様式)からもダウンロード できます。

イ 写真 1枚

申込前6か月以内に撮影した無帽、無背景、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0 センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を 記載したもの。

(4) 講習手数料

6,900円

※ 講習手数料は、県証紙により受講申込時に納付してください。

5 その他

講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係 (電話018-863-1111内線3053~3055) 又は県内の各警察署生活安全課生活安全係にお問い合わせください。